



## 発行にあたって

女も男も共に生きる社会をめざす会  
代表世話人 井上敦子

2016年末の準備期間を経て、2017年1月30日に市民グループ「女も男も共に生きる社会をめざす会」が誕生、3月2日にスタート集会を開きました。人が個人として尊重され、性別を理由として、貧困や人権侵害にさらされることのない社会を実現するためにはどうしたらよいか、行動し、考えるために生まれた会です。

会の歩みをまとめてみます。

## 行動する

- 2017年□6月8日 山口敬之氏による詩織さん準強姦事件の不起訴に対する「#なかったことにできない」緊急行動 紀伊國屋書店札幌本店前
- 2018年□4月21日「福田事務次官と麻生財務大臣のセクハラ発言に抗議する緊急行動」紀伊國屋書店札幌本店前 □5月7日 麻生大臣「セクハラ罪というのではない」発言に対する緊急行動 紀伊國屋書店札幌本店前 □9月9日 杉田水脈議員の辞職要請書提出 自由民主党総裁 安倍晋三宛
- 2019年□2月9日 麻生副総理「産まなかった



福田事務次官と麻生大臣のセクハラ発言に抗議する緊急行動

方が問題」発言に対する抗議の街宣 札幌パルコ前 □2月15日 麻生発言への安倍総理、麻生大臣宛抗議書提出 □3月4日 知事選候補予定者宛質問状提出 □5月29日 鈴木知事宛質問状提出 道庁人事課 □6月11日 性暴力に対する無罪判決が続いていることに抗議するWith Youスタンディング 紀伊國屋書店札幌本店前



With Youスタンディングのボード

□6月17日 道庁人事局人事課長・女性職員支援室長と面談。鈴木知事宛公開質問状への回答を受け取る。

## 考える

- 2017年□3月2日 スタート集会 憲法24条についての学習会 話題提供者・執筆 紀美恵さん かでの27 □4月2日 「女性と子どもの貧困を考えるつどい 厚別」池田まきさん・池田賢太さん（弁護士） □4月8日「女性と子どもの貧困を考えるつどい 江別」池田まきさん・池田賢太さん（弁護士）
- 2018年□7月20日 札幌市男女共同参画課出前講座 須藤陽子課長 札幌エルプラザ □10月27日 LGBTパートナーシップの学習会 廣川衣恵さん（元札幌市男女共同参画課課長）札幌エルプラザ □12月17日 男女混合名簿について内部学習会 札幌エルプラザ
- 2019年□1月27日 コンゴ人婦人科医デニ・ムクウェゲ医師の姿を追ったドキュメンタリー「女を修理する男」内部上映会 札幌エルプラザ

## インフォメーション

### フラワーデモさっぽろ

9月11日（水）18：00～

大通公園 大通西3丁目駅前通 銅像付近

主催：フラワーデモさっぽろ

### さっぽろレインボープライド2019

9月15日（日）13：00～16：00

札幌市中央区南1条西2丁目～3丁目（歩行者天国）

主催：さっぽろレインボープライド実行委員会



# 伊藤詩織さん民事裁判 8/1報告集会に参加して 守田恵美子（世話人）

## 民事事件と刑事事件の違いとそれぞれの役割

7/8に東京地裁で行われた伊藤詩織さんの民事裁判の第2回口頭弁論の報告集会があり、参加した。原告（詩織さん）と被告（山口某）の本人尋問が主たる内容の法廷だったわけだが、弁護人の一人である角田由紀子弁護士からまず基礎知識として、民事事件と刑事事件の違いとそれぞれの裁判の役割についての報告がなされた。

民事事件では当事者は原告と被告であるのに対し、刑事事件では被告と検事（検察）が当事者となること。詩織さんの裁判は損害賠償を求める民事事件であるので、被告が判決で命じられた、あるいは和解で同意した賠償金を支払ったら事件は終了し、それ以上の責任追及はできないこと。論点は事実として被害者の権利・利益の侵害があったか否か。そしてその結果として損害が発生したか否か、ということになる。

立証のレベルも刑事事件ほど厳密性は求められず、理屈の上では権利の侵害が「あった」という心証が51%を超えていればよいことになる。高い立証能力を求められる刑事事件で証明の難しい事案を救済するものとして利用でき、本件もそうした事例に当たる。

2015年6月、被告に対する逮捕状が発令されるも、執行直前に取りやめになる。7月には被告の不起訴が決定するという刑事事件の後、「あの逮捕状を取り返してください」という詩織さんの訴えに呼応して6人の弁護団が結成され、この民事裁判を担っている。

## 根強く残る「強姦神話」

7/8公判当日は、原告と被告が直接顔を合わせるということもあって、30名の傍聴席に150名以上の傍聴希望があったとか。法廷の場は、事実は何かということをはっきりと明らかにするもので、論争したり論破したりする場ではないにもかかわらず、被告側弁護士は執拗に詩織さんに論争を挑み「質問を変えるように」と何度も裁判長から注意されたという。詩織さんは主尋問（原告側弁護士の尋問）は勿論、反対尋問（被告側弁護士の尋問）に対しても終始落ち着いて細部まで揺るがなかったという。それは「一つの事実に基づいて

いると評価される態度」だ。コモンロー時代（英米法）から、性暴力事件では「女は嘘をつくから男性は用心しなければ」（陪審裁判で裁判長が陪審員に注意した言葉）とされてきた。現在でも根強く残る「強姦神話」。例えば被害者証言に必ず補強証拠を要求する制度上の問題をどう変えていくべきかは、会場の質疑応答の中でも議論された。

## 顔と名前を出しての告発の意義

「被害者Aさん」ではなく（匿名の告発を非難したり否定するわけではない）実名を出しての告発が持つ圧倒的でリアルな説得力。今回の詩織さんの行動はそれゆえに国内外に共感を持って受け止められ、# Me Too運動、# With Youとして顕在化した。

しかし一方で名前と顔を出しての告発を「勇気ある告発」と評することの？も考えなければならぬだろう。他の犯罪被害者には求められない「勇気」という特別な資質が求められるのはなぜか？

2017年の刑法改正以前であったために詩織さんの事件に適應された親告罪＝「被害者のプライバシーを守るふりをする」制度は、実は「プライバシーを守りたいのであれば訴えるな！」という強制ではなかったのかという疑問。

## 被害者を受け入れ、信用する社会を

2017年10月に外国特派員協会の記者会見で詩織さんは「公にしてからは多くの迫害もバッシングも受けました。しかし、隠れなければいけないのは私たち被害者ではありません。問題は、私たちを受け入れて、そして信用する準備が出来ていないこの社会にあります」と述べている。

こうした社会への第一歩として詩織さんは刑法改正も訴えている。それだけではなく手続法の改正も、もっと根本的には法の実行を行う人にジェンダー教育の徹底を！と訴えるのは角田弁護士だ。

従軍慰安婦問題で金学順さんが名乗り出たことに匹敵する伊藤詩織さんの告発。それは単に加害者に対する告発にとどまらない。私たちが暮らすこの社会を告発するものとして、我が事として受け止めたいものと強く思う。

## 伊藤詩織さんの民事裁判次回公判

第3回口頭弁論 10月7日 於：東京地裁  
（最終弁論 結審）